

～ 以下、該当する方のみ ～

7□ 令和5年度市県民税課税証明書

下記に該当する方は、必ず提出してください。（「チェック表5」でマイナンバーを提出した場合でも必要です）

・被用者保険（健康保険組合、共済組合、協会けんぽ など）をお使いで、被保険者の市民税が非課税の場合

□被保険者の「令和5年度市県民税課税証明書（原本）」

・業種別国民健康保険組合（医師国保、建設国保、食品国保 など）をお使いの場合

□記号・番号が同じ保険証を使用している方全員分（16歳未満除く）の「令和5年度市県民税課税証明書（原本）」

※近畿税理士国民健康保険組合の場合、16歳未満の方の課税証明書も必要です。

8□ 限度額適用認定証（コピー） / 限度額適用・標準負担額減額認定証（コピー）

お持ちの方のみ、ご提出ください。

9□ 同一世帯の方の受給者証（コピー）

同一健康保険証の家族に特定医療費（指定難病）受給者証または小児慢性特定疾病医療受給者証を所持している方がいる場合は提出してください。自己負担上限額が按分されます。

10□ 重症患者等認定申請書 及び 自己負担上限額管理票

新たに「高額かつ長期」の申請をする場合提出してください。

申請月から遡って過去12ヶ月以内に、小児慢性特定疾病に関する総医療費（10割）が50,000円を超えた月が6回以上ある場合は、申請することができます。申請が認定されると、階層区分に応じて自己負担上限額が軽減されます。階層区分が「一般所得Ⅰ」「一般所得Ⅱ」「上位所得」の方が対象です。

・該当する医療費は、支給認定を受けた日以降の小児慢性特定疾病のものに限ります。

・自己負担上限額管理票の記載がない月は、小児慢性特定疾病の領収書のコピーと「医療費申告書」で申請できます。

11□ 年金・手当等が確認できる通知書または通帳（コピー）

令和5年度の市民税が非課税の方で、障害年金・遺族年金・寡婦年金・特別障害児手当・障害児手当・特別児童扶養手当等を受給している場合、提出してください。

12□ 療養生活相談票（両面）

ご記入の上、ご提出ください。

13□ 医療意見書（更新用）

転入前の自治体で受給者証の更新をしていない場合、「医療意見書」が必要な場合があります。更新時期は、自治体によって異なりますので、追加提出の有無について西宮市保健所保健予防課までお問い合わせください。

支給認定基準世帯員とは

受給者証の月額自己負担上限額の決定に利用します。健康保険証の種類によって基準世帯員が異なります。

・被用者保険（協会けんぽ、健康保険組合、共済組合など）

➔ 被保険者

・国民健康保険（西宮市国保、退職国保）

➔ 国保（同じ記号・番号）に加入している全員（16歳未満除く）

・業種別国民健康保険組合（医師国保、建設国保など）

➔ 国民健康保険組合（同じ記号・番号）に加入している全員（16歳未満除く）

※市民税非課税世帯の場合は、申請者（支給認定保護者）の収入で決定。ただし成年患者の場合は、受診者本人の収入で決定